

幕藩体制下における宇佐宮造宮について

中山重記

一 はじめに

元慶三年以来宇佐宮は三十三年一度の式年造宮が確立した。式年造宮の範囲は、上宮三殿の内外院六宇、脇殿三社（北辰殿・春日殿・住吉殿）、講演堂（告殿）、東中門・北中門・西中門・南中樓門・東西の廻廊・西大間・若宮殿等まで、あった。

この制度は宗廟を御造宮して、入杣採材の日時、始木作の日時・居礎日時、立柱上棟の日時を神祇官に勤申せしめて、太政官符によって大宰府をして造宮せしめるものである。大宰府は造宇佐宮行事所の機構を作り造宮のことにあたらしめた。（書陵部八幡宮関係文書第二四、元亨二・六・五太政官符写）その役所は式年造宮分については九國の所課、假殿造宮については、豊後國所役であった。

（大分県史料³⁰）^①津文書（一造宇佐宮課役注文書）^②下宮の御造宮は豊前國御炊殿造宮料庄の所役であった。

式年造宮の制度は鎌倉末期には衰え、應永に及んで、大内氏が御造宮した。その御造宮はまことに善美を極めたものであった。やがて式年造宮の制度が全くすたれたが、天正四年と同九年の大友氏による焼討^③によって、上宮の殆んど全部が炎上した。かくてその御造宮は幕藩体制下に持ちこされるのである。

註

（1）河出書房日本歴史大辞典に、竹内理三氏は宇佐宮式年造宮の制は元慶八年始つたとあるが、宮内庁書陵部「八幡宇佐宮

正遷宮一會」大分県史料(30)到津文書六八号「宇佐宮御造宮等書上」には長徳四年に始つたとある。

(2) 「八幡宇佐宮御神領大鏡」中豊前國常見名田条に「爰御炊殿(下宮)一院、於往古國役、毎臨破壊令勸造来」とある。この常見名田は安元元年以來御炊殿造宮料庄として豊前各郡に立券し、前記「造宇佐宮課役注文案」によれば、上毛庄・下毛庄・築城庄・京都庄・田河庄・規矩庄・宇佐庄・仲津庄となつた。

(3) 大友氏の宇佐宮焼討は天正四年十二月九日(大分県史料29)益永文書一一一号と天正九年十一月九日(同書一三六号)發向狼藉證文」の二回に亘つて焼討し、上宮は殆んど全滅した。第一表の修理分は焼残りと考えられる。しかしこの時の御遷宮は大尾社(宇佐神宮佐神宮)蔵本「宇明細帳」であり、上宮回祿などのときは、下宮に御遷宮するのが例であるが、この時下宮に御遷宮しなかつたのは、焼け残といえども、御遷宮することの出来ない程のひどい破壊であつたことを意味する。

二 慶長元和度の御造宮

宇佐宮の領地は秀吉によって没収され、豊前東六郡(京都・仲津・築城・上毛・宇佐・下毛)は、天正十五年七月黒田孝高に与えられた。(「寛政重修諸家譜」四二五卷一孝高譜)領内には衰えてはいるが奈良以來の宇佐宮という莊園領主があり、鎌倉以來の武門宇都宮氏があつた。黒田氏はこれらに対して謀略と軍略によって武断政權を確立し、宇佐宮に対しては千古斬を入れざる神山の木を伐り征鮮用の船を作つたり(大分県立図書館蔵本「貞義聞書夢想記」)、宇佐宮の神寶頼朝以來將軍家等奉納の太刀九十餘腰を押領したりした(大分県史料30)到津文書六八号。宇佐宮では益永氏の一統は黒田氏に討滅された(大分県史料29)益永文書一五四号が、大宮司宮成公基の如きは、大宮司職をその子松千代丸に譲り、自らは黒田氏の幕下に至り、姓を改めて黒田吉右衛門と号し(大分県史料24)「家譜」(公基譜)たので、黒田氏も徹底的に宇佐宮を弾圧しなかつた。黒田氏は天正十七年には宇佐郡向野郷の地を始めて僅か三百を寄進し(宇佐略記収載藤原長政寄進状)、その後漸くにして慶長三年上宮二ノ御殿の御造宮にとりかゝり、同四年完工し、四月廿八日大尾山から御遷宮した。(大分県史料24)宮成文書一九号但しこの御造宮には不備があつたのか、その後細川氏の手によって修復が行なわれている。(第一

慶長五年十一月二日細川忠興は関ヶ原の行賞により、豊前一國と豊後國東速見兩郡の地三十九万五千石の地を与えられ中津に居城した(寛政重修家譜一〇)。

翌六年忠興は、日域最初の宗廟武門擁護の靈神として宇佐宮に五百石の地を寄進した。(宇佐宮略記所収)

忠興は慶長十年より、上宮一ノ御殿の御造宮にとりかゝり、同年十一年九月廿八日御遷宮が行なわれ、(第一表)この日宇佐宮に百石の御加増の寄進をした(宇佐宮略記所収)。

三ノ御殿の御造宮には、慶長十五年にとりかゝり同年十二月十三日御遷宮が行なわれた。(第一表)この日又忠興から百石の地が寄進された(宇佐宮略記所収)。

その後同十五年には若宮殿、同十八年には上宮脇殿(北辰殿・春日殿・住吉殿)を御造宮した。(第一表)かくて慶長二十年には社領三百石を寄進され(宇佐宮略記所収)。

忠興・忠利が肥後に轄封する寛永九年まで御新造・御修理が間断なく行なわれ、第一表に見る如く、上宮一殿・三殿・脇殿三社・東中門・北中門・南中樓門・西大門・講演堂(申殿)若宮に至るまで、中古式年造宮分を中心として、新造宮の殿舎五十三

宇・修復の分十九宇、合計七十三宇を造宮した(第一表)。

その間に、宇佐宮の二大神事である行幸会・放生会を復興、神能についても、又復興が行なわれた。

しかし総完了を意味する鐘樓は、細川氏が肥後転封後の寛永十年に出来上り、その鐘鑄の職人を肥後から遣って、梵鐘を寄進した(大分県地方史86)。

細川氏が肥後に轉封すると、人人はその轉封を惜しみ悲しみ(前出「四日市村年代記」(拙稿))、又肥後五十四万石の地に轉封するは、

三齋の敬神が神慮に叶ひ、それが忠利に報いられたとした(前出「貞義」(聞書夢想記))。

忠興は宇佐宮を復興するためにその弟裕尊を宇佐宮社僧として永勝院に入れ(前出「四日市村年代記」)。

裕尊は法印の僧位まで進

進した(前出「四日市村年代記」(拙稿))。

進した(大分県地方史86)。

進した(大分県地方史86)。

み、忠興が宇佐宮復興の據点となった。

慶長・元和度の御造営は、宇佐の地を支配する領主側の主動力によって完成された。この点は応永の大内氏による御造営と非常によく似ている。それでは何故に忠興をして宇佐宮の造営をかくなさしめたのであろうか。それに対する私見は、

(一)細川氏の封は豊前一國から豊後の國東・速見の二郡までに及んでいる。然るにこの地帯は、かつての宇佐宮領・弥勒寺領が大部分である。殊に宇佐宮の内封四郷（現在の宇佐市の領域の約90%）を含んでいる。豊前を統治するものは宇佐宮を尊崇しなければ、豊前の統治は絶対にできないことを、大内氏の統治が教えている。細川氏がその弟裕尊を宇佐宮社僧となし、裕尊を中心として宇佐宮の造営を成就せしめた。これによって豊前豊後國東速見の人心をつかむためであったのではなからうか。

(二)忠興の妻玉子は明智氏で、高山右近によって入信したキリシタン教徒である。慶長五年大坂において自決する（寛政重修
○五巻）が、そのために忠興の家臣中にもキリシタンの信者があったと思はれる。広池千九郎の「中津歴史止」によると、セ
ステス *Céspedes Gregoriode* (1522—1611)（慶長十六）^{（大分県史料24）}が、ウイスパニア人宣教師が、忠興と昵懇で、慶長十六年セステスが病死するまで、小倉・中津を中心に盛んに布教していたとある。セステスの死後、忠興は本格的にキリシタン弾圧にかかったらしく、その處刑せらるゝもの三千人と書いてある。

忠興とキリシタンとの関係は右のようであったから、忠興としては絶対的にキリシタンの徒を弾圧し、宇佐宮を絶対的に尊崇するという立場をとらねばならないのではなからうか。

細川氏のおとをうけた竜王（大分県史料24）高田松平藩は、重直のときから宇佐神領を七百石寄進し（（五）一号「源直次寄進状案」）、細

川氏同様宇佐宮を尊崇するが、正保二年豊後杵築に轉封すると、宇佐宮は中津小笠原藩の管下にはいった。小笠原氏は社領を全く寄進しなかった。宇佐宮これではこまるので、神領寄進を幕府に訴え、翌正保三年幕府は神領千石の朱印領を寄進した。

このことは杵築に轉封した松平氏の暗援による所が多く（（到津文書「到津」）、中津小笠原氏は朱印領といえども我が領内と心得ているので、小笠原氏との間がうまくゆかず、宇佐宮側でも小山田氏の如きは小笠原藩と通じ、大宮司を寺社奉行に訴え

新御造宮分				
殿舎名	年号	西歴	遷宮又は立柱上棟	出典
二殿(内外2宇)	慶長4	1599	4.28 遷宮	大分県史料(24)宮成文書19号
一殿(")	" 11	1606	9.28 "	" (30)到津文書48号
三殿(")	" 15	10	12.13 "	" (30) " 51号
春日殿	" 18	13	12.28 立柱上棟	" (7)小山田文書219号
住吉殿				
北辰殿				
講演殿	元和7	21	9.28 立柱上棟	" " 219号
南中楼門	元和5	19	3.27 立柱上棟	" (7) " 180号
東中門				
北中門				
東廻廊				
護摩堂				
御興屋				
若宮殿	慶長15	10	正.28 遷宮	" (7) " 154号
鳥居(4ヶ所)	元和元	15	5.13 上棟 (但下馬鳥居)	" (7) " 172号
大文式堂				
舞臺				
舞臺				
舞臺				
下宮一殿	慶長14	9	12.28 立柱上棟	" (7) " 152号
同講資堂	元和4	18	12.21 立柱上棟	" (7) " 179号
同御門				
同御蔵				
同御木屋				
同祇園				
同鳥居				
同祝堂				
西大門	元和3	17	11.10 立柱上棟	" (7) " 174号
呉橋	元和8	22	12.10 立柱上棟	" (7) " 184号
大同尾社				
大同講演堂				
大同百大殿				
大同同殿				
大同鳥居				
大同貞社				
大同講演堂				

新 御 造 宮 分				
殿 舎 名	年 号	西 歴	遷宮又は立柱上棟	出 典
同廻廊 同御炊殿 同葉師堂 同楼門 同祇園社 同鳥居 御許山祇園殿 外 2 字				
計 54 字				
御 修 理 分				
殿 舎 名	年 号	西 歴	御 修 理 等	出 典
二殿(内外2字) 御湯殿2字 西中門 廻廊 奉納経所 幣尾殿 黒宮二殿 下同三殿 同御炊殿 同北辰殿 同宝蔵堂 弥勒寺仮講堂 同仮金堂 同鐘楼 御許山講堂 同 鐘 楼	寛永5 寛永10	1628 33	3.20 内院社殿 4.20 立柱上棟	大分県史料(7)小山田文書 203号 " (7) " 208号
計 19 字				
御造宮修復の総計 73 字				
備 考				
(1) 本表の新造宮分、御修理分73字の殿舎名は、大分県史料(30)到津文書68号により記入した。この文書の成立は寛永4(1627)10月 日であるから、その日まで成就したもの又は取かゝったものが全部あげられている。御修理とすべての完了は寛永10年(1633)までかゝった。 (2) 上宮三殿のについてみれば、天文22年(1553)御造宮完了(小山田文書 268号)より、この度の上宮三殿御造宮完了慶長 15 (1610)年まで 57年、大友氏焼討による天正4年(1576)より 34年にして上宮三殿の御造宮ができた。 (3) 御造宮は上宮二殿のみ黒田氏、その他全部細川氏の寄進である。				

るということに明暦二年の頃からなつたが、この訴訟は小山田氏の敗北となり、小山田氏等は寛文三年六月十四日宇佐郡を追放され、これが許されたのは寛文十三年のことであつた（大分県史料²⁴宮成文書一六一号・一七一号）。

寛文九年島原藩松平氏が入封するや、豊前宇佐郡の河東部と豊後國東郡の高田田染の地方が島原藩の飛地となり、島原松平氏の支配下にはいつた。寛文十一年島原領に四周を囲れた宇佐神領に、島原藩はたとえ朱印領たりといえどもわが領内なるが故に、島原藩より高札をたつるとし、宇佐宮は朱印領なるが故に、両大宮寺の名をもって高札を立つるとし、島原藩と宇佐宮の争いとなつた。これを見て祝左近は直ちに島原藩と接觸し、大宮司に種々悪政ありして、延宝二年江戸寺社奉行所に訴えた。（大分県史料²⁴宮成文書一七〇号）その結果宇佐神領に島原藩の高札を立つことはそのまゝとなり、両大宮司（到津公村宮成公躬）（同史料²⁹益永文書・近世の部七号）は祝左近との訴訟で勝となり、宇佐神領の支配は両大宮司にありと明確に裁許されたが（大分県史料²⁴宮成文書一七三号）、島原藩との對立について、両大宮司は延宝五年まで三ヶ年の閉門を申付けられた。しかし両大宮司の閉門あけとなるや、祝左近は島原の内大矢島、其の子右近は江島に流罪となり、祝職は欠所となり、妻子は追放となつた（大分県史料²⁹益永文書・近世の部七号）。

明暦二年頃から、延宝五年に至る約廿年間、宇佐宮は大名對策、宮内における一部反乱分子のためになやみぬいたが、その結果として宇佐宮の支配権者は両大宮司であり、島原藩はその後見的立場をとることが明瞭となり、幕末に至るのである。

しかしこの二大訴訟事件がすんだあと氣づいたことは、慶長・元和度の御造宮において上宮三殿が造營されてからすでに約七十年近い年月となつていた。宇佐宮は正保三年一千石の神領を寄進された。小破の場合の修繕料はこの千石の中に盛られているが、大破即ち古の式年御造營等のことにはどこにもその財源或は徴収方法というものはなかつた。

今までの例をもつてすれば、式年造營が鎌倉末に行なわれなくなつてからは、宇佐宮を管轄する領主の本願によつて造營された。大内氏の造營、細川氏の造營、皆領主としての本願によつて成就したのである。朱印領千石たりといえども、幕府領なるが故に、幕府が宇佐宮御造營をしなければならぬ立場にあることは確である。しかし幕府に寺社奉行を設置するまではその窓口がなかつたので、御造營願ができなかつたが、寺社奉行設置後、宇佐宮が炎上する享保八年までに代々の寺社奉行に御

造願書を出した。その内今検出できるものをあげると左の通り。

天和二・三・十八両大宮司造宮願書草案(一) 到津家近世文書二六号

貞和三・三・十三両大宮司造宮願書草案(一) 到津家近世文書四二号

元禄三・三・廿四両大宮司造宮願書草案(一) 到津家近世文書五〇号

元禄三・三月日 両大宮司造宮願書草案(一) 到津家近世文書五〇号

元禄九・九・三大宮司到津公峯造宮願書草案(一) 到津家近世文書一五五号

宝永七・三月 大宮司到津公峯造宮願書草案(一) 到津家近世文書一七九号

右のように御造宮願をいくら出しても、その御沙汰はなかった。諸國の大社も殆んど宇佐宮と同様であつたらしく、その社の宮司が江戸に長期滞在して御造宮をまづ實状であつたから、宇佐大宮司到津公著は、宝永七年正月江戸御年礼のために出宮するや、御年礼をすまし御造宮願を呈出して、そのまゝ江戸に居据つて、つてを求めて東奔西走した。その間公著に最も親切に公著の手引をしたのは杵築藩であつた。

公著の父は 杵築藩主松平英親、母は到津大宮到公兼の女侍従にして、杵築に生れ、七才にして藩学服部氏の門に入り経書を習ひ、宇佐大宮司到津公村没するや、その嗣ひ、宇佐大宮司到津公村没するや、その嗣なきにより、幕府の許可を得て、到津家の名跡をついだ(一) 到津家近世文書四六七号
「大宮司到津公著自筆年譜」

杵築藩は公著のために、江戸鳥越の中屋敷に客人として引越し、こゝで享保元年まで、六年間死力をつくして東奔西走した。が、(杵築松平氏の近縁に幕閣の主要ポストにあつた人もあつたが、) ついに御造宮許可の下らないまゝ帰宮をしなければならなかった。これについて公著自筆の随筆(三)がある。三十二才の壮年宇佐大宮司の心境がよくわかる。

然るに宇佐宮にては、享保八年四月十八日、社頭炎上して御造宮必至の状態に立ち至つた。即ちこの日宇佐宮下馬場の在家より出火、東隣の百姓家を一軒焼き、それが飛火して四町程南にある龜山上宮の二ノ御殿を炎上し、上宮の重要舎殿の全部を

焼失し、それが又南方宮迫の坊舎に飛火し二三の坊舎を焼失した。千石の朱印状は上宮の殿舎に奉納してあったのでこれも焼した〔到津近世文書二二一号「宇佐」。
〔兩大宮司宇佐宮回祿口上書〕。

大宮司到津公著は、同月廿二日社頭炎上のことを江戸注進のため、宇佐を出発、五月十一日烏丸家へ参上、社頭炎上のことを奏し、五月十五日京發、大井川の川留二日もどかし、それより早追にて江戸着、月番寺社奉行本田伊予守に、〔中統〕宇佐宮炎上の絵図を差出し、社頭炎上のことを法進した。公著には京都から五月十七日より十九日まで三日間の廢朝の知らせがあったので、これも寺社奉に報告した。公著は御朱印状焼失のことをおわびし、宇佐宮造宮のことをお願ひして帰客した。翌享保九年大宮司宮成公岡、年礼のため江戸参上、御造宮のことを願ひあげたところ、先格無きの旨をもって御取上なく、且先代以来の十数通の造宮願書を一括して返還、公岡は空手で帰客した〔到津近世文書四六七号「到津」。
〔津公著自筆公著年譜〕。

こゝにおいて大宮司到津公著期するところあり、同十年宇佐郡中の庄屋（島原領・天領・中津領・時枝領）を招き、御造宮のことを謀りし所、宇佐郡八万石、高一石につき米二合（百六十石）の寄進を即決した。この時宇佐宮側は神能を奉納し、庄屋をねぎらった〔同上〕。かくの如く、神領・公料・私領と寸断された宇佐郡が、いざといえ一丸となって宇佐宮造宮に贊助することは、宇佐八幡宮信仰という古来よりの習俗という以外に説明の方法がない。

この年九月大宮司公著必死の覚悟で、御造宮願のため江戸参上、御造宮願を寺社奉行に捧げた。この年公著在江戸、翌十一年四月九日、寺社奉行臨時寄合の席に召出され、次の如き「宇佐宮造宮白銀寄進状」を渡された。

豊前國宇佐郡炎上ニ付、先例雖無之、〔マ〕各別之仍社頭、白銀五百枚御寄附被成候、日本勸化者難成候、併相對にて奉加等致候儀、可為勝手次第候、以上。

去々年大宮司宮成公岡造宮願書の節は、全く取上られず、しかも先代以来の造宮願書を全部返還されたのに、この度は御造宮料として白銀五百枚を寄進され、日本勸化はなりがたきも相對勸化を許可されたのである。これにより先格なき宇佐宮に叶ひ難き願相叶い、公著はもとより一社一同感泣した。公著はそれ以来在江戸、享保十五年に至るまで、享保十一年より足掛六

ケ年、上は諸大名より下は町家に至るまで、千辛万苦奉加をしつづけたのである（同上、公著目）。

（公著年譜）

かくの如くして、宇佐郡中の寄進、幕府寄進、公著在江戸勤化によって上宮一殿二殿は享保十九年までに造営せられたけれども、三殿以下摂社末社等の造営ができないので、元文二年寺社奉行大岡越前守に訴え、従来宇佐宮は神事能衣裳仕継のため、

毎年二度の富突を行つて来たが、この度御造営成就のため、富の度遂を増して戴きたいと願出したところ、その富突の度数に

ついては出願に及ばずとの御裁許により、これより毎月富突を举行し（同上公著目筆）、第二表に示すが如き御造営三十五宇、

（公著年譜）

御修復三十ヶ所の御造営を完了した。その間享保十七年の大飢饉、西國餓死するもの十七万と注せられ（前出、拙稿四）、

又元文元年には宇佐に大火あり、重ね重ねの不運の中にこの大事業を遂行しなければならなかつたのである。

公著享保十五年足掛六年の江戸勤化を終えて帰客するや、寛保二年の御造営を終るまで十二年間、社頭を一步もいはず御造営に全力を傾注した。享保八年社頭炎上より享保二年の御造営完了まで、足掛二十年大辛苦の中に御造営が完了したのである。

公著自筆公著年譜（到津近世文）に、

公著社頭再興之大願ニ而、從二十九歳在江戸其後東奔西走、積年月事久而今年到六十一歳、思願悉成就、本望至極、不尽筆紙所也、

と彼の感懐をのべている。

この年公著十三年目にして江戸に参上、年礼をすまし、寺社奉行に社頭皆造の絵図をさしげ、皆造成就の御礼を申上、これ偏に公儀の白銀五百枚の御威光によるものであると言上した。四月廿八日京著、前大納言鳥丸光栄に拜謁、社頭皆造の由を申上げ、この上は三つの御願があるとしてこれを申上げた。その一は、勅使御参宮のこと、その二は御神宝御奉納の事、その三は社頭皆造成就叡感の綸旨を賜りたきこと（前出、公著目）。

（筆公著年賦）。

然るに、この三つとも公著の願は達せられた。殊に宇佐勅使は元享元年の一代一度の大神室使（宇佐宮勅使）以来四二三年中絶の後、延享元年實現したのである。

延享元年甲子革命の宇佐勅使が江戸時代始めて發遣、その後六十年毎に、即文化元年甲子・元治元年甲子に宇佐勅使發遣の先例が、延享元年甲子の勅使發遣を先例として行なわれることゝなつた。

註

(1) 神領千石の配分については寛文元年の「御社思配當帳」が宇佐市小山田氏文書にある。この配當帳は次のように分析される。

寛文元御社思配當帳の内訳

神事料修理料諸費

四三二石

燈明料（十六社寺殿）

三二

両大宮司（両家各七五石）

一五〇

官庁分若宮神主（計十九人）

一一五

寺僧・社僧・寺務・御許山（計四十人）

一七七

神人（約八十人）

九四

計

一〇〇〇

右の如く修理料が約43%をしめ、造営費は全くない。尚この配當帳には神社奉行井上正利・板倉重郷の奥書があるから幕府公認のものである。

(2) 宇佐宮の造営願書のうちの一つをこゝにかゝげる。

謹而申上口上覚

一、宇佐宮者神代天照太神之御子田心姫・瑞津姫・市杵嶋姫三神降臨之地、別而瑞津姫受命を唯今之太宮司の祖宇佐國造所奉齋之也、然

而人皇三十代欽明天皇御宇応神天皇御靈御垂跡有之、次神武帝之御母后玉依姫之御靈、次神功皇后之御靈、如斯段々御垂跡、因茲聖

武天皇御宇神龜元年始社殿御建立、神領被為成御寄附候、以後、御代々天皇或者依神託社殿御建立、或者依御願被加神領、異他靈場

新二不及申候御事、

往古神領所々

上毛郡一百烟

二、豊前國四百壹拾烟壹下毛郡一百烟

宇佐郡二百壹拾烟

一、豊後國壹百拾五烟本封壹百烟大野郡五拾烟

一、日向國壹百拾五烟本封壹百烟兒湯郡五拾烟

右、天平十二年始而御寄附、同十八年天平勝宝元年迄之御寄附、旧記明白ニ御座候、是を三國七郡惣而壹万六千町之御寄附与申候、

其外諸國散在之御封田不違注之候御事、

一、元暦元年豊後國緒方三郎惟榮宇佐宮を破却仕候、文治元年從頼朝公被為加修造、同四年大宮司公房頼朝公之命を受悉建立之、文治三

年神領如元御寄附被為成候御事、

一、從頼朝公至義晴公之御代、天文之頃迄者神領過半相殘候御事、

一、從元龜至天正之初、豊後國大友氏社殿焼拂社家を終伐(ヲ)、且者神領を神領、宇佐宮及亡所候処、至

秀吉公御代、神領悉被為召上之候、黒田官兵衛殿纜三百石御寄附、慶長二年ニ之御殿御造宮候御事、

一、慶長之初細川三斎老豊前御入國被成、別而敬神徳社殿御建立、且又流浪仕候社人等を御取立、神領千石御寄附、寺社奉行を御付置中

絶之神事を御再興并修理等之儀、神領千石之外ニ而被 仰付候、御同苗越中守殿御同前ニ而御座候御事、

一、寛永年中松平丹後守殿御領分ニ成候而、神領七百石御寄附被成候、御同氏市正殿不相易神領御寄附、数代中絶之音楽御再興被成候御

夷、

一、正保年中從

(徳川家光)

大猷院様神領千石之 御朱印を頂戴仕候、難有仕合奉存候、益天下泰平國家安全之御祈禱神事無懈怠相勤申候、近年者御當家奉祈御安泰、数代中絶之御抜大會再興仕候御事、

御建立之次第

- 一、聖武帝御宇 神龜二年御建立
- 一、孝謙帝御宇 天平勝宝五年御建立
- 一、嵯峨帝御宇 弘仁十四年御建立
- 一、一條院御宇 長保三年御建立
- 一、同院御宇 長元七年御建立
- 一、御冷泉院御宇 治曆三年御建立
- 一、堀川院御宇 永長元年御建立
- 一、崇徳院御宇 大治四年御建立
- 一、二條院御宇 応保元年御建立
- 一、後鳥羽院御宇 文治四年
- 一、同院御宇建久三年 將軍頼朝公 御建立
- 一、同頼朝公御建立 嘉祿元年
- 一、後堀河院御宇 御建立
- 一、同頼經公 御建立
- 一、後深草院御宇 正嘉元年
- 一、同宗尊親王 御建立
- 一、伏見院御宇 正二年

同久明親王

御建立

一、後醍醐天皇御宇

元亨二年

同守邦親王

御建立

一、称光院御宇

応永二十五年

同義持公

御建立

一、御柏原院御宇

永年四年

同義登公

御建立

一、後奈良院御宇

天文十三年

同義晴公

御建立

一、後陽成院御宇

慶長三年

同秀忠公御代細川三斎老為自分御建立

一、欽明天皇三十年八幡宮從御垂跡至元祿三年一千一百拾九年、

一、神社仏閣大小都而二百二字、六十二字現在四十字未立分、

一、神事祭會大小惣而八十余ケ度之内、二十六ケ度當分執行之、

一、上中下之社入社僧都而三百六十三人、下官人数隨時多少御座候、當分神事着到前如此、

内三百貳拾三人社人
四拾人出家

一、三百六拾三人之内、百五十人千石配當請申候

残式百拾人者他之御領主方諸役免許ニ而神事相勸申候、右宇佐宮當分所加修理之神社仏閣大小六十宇余御座候、細川三斎老御建立

以后漸九十歳余ニ成申候故、及大破申候、因茲安藤石京進殿、松平出雲守殿、從御奉行時分、御代々御奉行所江御造營之儀申上候、

井上河内守殿御奉行之節、宇佐宮御造營之儀、御老中様江被仰上候之処ニ、千石之神領ニ而及手不申候由訴訟最ニ被思召上候旨、御

(正利)

(重長)

(勝隆)

老中様被為成御意之段、河内守殿被仰聞奉承知候、其後之 御奉行所江茂御訴訟申上置候、大破仕候段者、先年御巡見之御方、駒井次郎左衛門殿・小田切喜兵衛殿・水野小左衛門殿被成御覽通御座候、被為仰付被下候様偏ニ奉願候、以上、

元禄三年三月 日

宇佐宮

(宮成公岡力)
兩大宮司
(到津公筆)

謹上寺社

御奉行所

(宇佐市南宇佐祿
宣大夫家文書)

(3) 到津家近世文書五〇七号「大宮司到津公著自作文書」なるものがあるが、これは宝永七年正月年礼のために参府し、それより六ヶ年江戸に居据つて、御造營のために東奔西走するのであるが、その時の心境を記した、三十二歳の壮年大宮司のいみじき隨筆である。こゝにその一部をかゝげる(◎筆者)。

「(前略)魂を神のためにくたき、命をむさし野の露となすとも、心をつくし誠をこらして、一度は御神の光を、いそのかみふるきむかし、宇佐嶋の民くさの心をやしなはずは、いたつらにその職をむなくするなりと、物くるわしきまで思ひ立しより、世のことわざも耳にさへきかず、ひとへに此事のみに思ひ入りて、いねてもさめてもたひよそほひのあらましに心をくたきぬ。されとすみあらしたるやとりには、七十にあまれる祖母君と、たよりなき妻とちにて、たれうしろみすへき人しなれば、いと心ほそけに少しのたびをさへ心うしと思ひ、くつおれしさまなれば、此事ほに出ては中々思ひの外の心よはりもやと、定れる公けの御禮、例の通りはなは卯月の此は帰りなんと、つれなくいゝこしらへて立別れぬ。此は宝永七む月木母なる程にそありける。(中略)三月朔日例の通り將軍を拜し奉りて後は、ひたすらに右の思ひにむねをくるしめ、権門せいかにかたをかゝげ、つかさつかさの便をもとめ、(中略)困苦のたらさるをなげき、忠のおよはさぬをうれひて、星をいたゝゐて帰り、露の身の濃なは濃よと、思はしきことなく思ひわつららひとはや二とせになりぬ(後略)

この記は正徳二年の記であるが、公著はそのまゝ江戸に享保元年まで六ヶ年居据つて御造營促進の運動をつゞけたがその効はなかつた。

第二表

宇佐宮享保・元文・寛文度の御造営表		
年号	西暦	造 営 等 の 事 項
享保8	1723	4・17社頭炎上 5・17~19 3日間廢朝
" 10	25	秋、宇佐郡中庄屋召集寄附依頼、高1石に付2合。 宇佐郡8万石、160石の寄附きまる。
" 11	26	幕府白銀500枚寄進、相對勸化免許。
" 12	27	公著江戸勸化、
" 13	28	公著江戸勸化、
" 14	29	公著江戸勸化、
" 15	30	公著江戸勸化、 3・5-殿立桂棟 12・26-殿遷宮
" 17	32	4・25 二殿立桂上棟 大凶年虫附、200両拝借、米150石100日切拝借 島原藩より150石借米、西国17万人餓死 12・朔~14、天下安全の御祈祷執行
" 19	34	4・10二殿遷宮
天文2	37	神納富毎月興行、繁昌、造営成就是富による。
4	39	7・朔三殿遷宮 脇殿3社遷宮 9・11講演堂 立桂上棟
5	40	この年新規造立の分 東中門・西大門・花棚・池の島蔵前の勘定所・神能楽屋 御許山講堂 修復の分 護摩堂・下宮御炊殿・御輿庫・高倉殿・龜山社・同社烏居・神馬舎・御社米蔵
寛保元	41	新規造営の分 下宮北辰殿・大尾社本社・同拜殿・衛士屋・榆神木玉垣 黒尾殿・喜多院塀・堂任村塀・舞台楽屋塀 修復の部 神事能機敷・経蔵・鐘楼・二王門・御夜場常木屋・祇園社 下宮御門・池の島大式堂・同文珠堂・同弁才天社
" 2	42	新規造営 上宮南中楼門・上宮富所衛仕屋 以上新造35宇・修復30ヶ所
延享元	44	9・15 奉幣勅使藤原雅重参向
備 考		
<p>(1) 本表は到津近世文書467号(未刊)「大宮司到津公著自筆公著年譜」により作製した。</p> <p>(2) 慶長元和度の上宮三殿の造営完了(慶長15・12・13)より、この度の上宮三殿の造営完了(元文4・7・朔)までの年数は129年である。</p> <p>(3) この度の御造営期間は、享保11~寛保2までの16年間である。</p> <p>(4) 御造営資金は幕府の奉納銀・諸大名の寄附・一般庶民の寄附金及富益金であった。</p>		

公著の随筆気品高く文学的にすぐれたる作品なるにつき、長き文章もいとわずこゝにかゝげた。

(4)幕府の宇佐造宮のため寄進銀、白銀五百枚については、当時銀は計数貨幣はなく計量貨幣のみであるが贈答用には銀子何枚といって贈答したが、白銀一枚とは銀四十三匁のことであり、実際にはそれに相当する丁銀や豆板銀で四十三匁をもって一枚とした。従って白銀五百枚は銀二十一貫五百目となり、当時の金銀比価では金三六九兩にあたり、銀米比価では米四百二十七石七斗に相当するものであった。

(河出「日本歴史大辞典」若林喜一郎氏説を参考にした)

四 安政文久度御造宮

「宇佐神宮明細帳」(宇佐神宮蔵本)によると、安元(永カ)元年に、能舞台・舞台橋掛・舞台築屋・舞台観場・舞台蔵所・舞台門を造営している。又第三表によれば、下宮一殿を文化十二年に、同二殿を文政七年に、同三殿を文政九年に、末社亀山殿を天保三年、若宮殿を天保十四年に造営している。これらは享保元文寛保度の造営にもれた部分である。

これらの造営費は、若し勸化によるならば、その都度幕府の許可を受けなければならないが、今のところその証據は見つからないから、従来宇佐宮に許可されている富益金によるものとする。

益永家記録に天保十二年の「宇佐宮中雜事日記」があるが、この中の記録には宇佐宮の富が恒常的に興行されている。元文二年宇佐宮富興行の度数が年二度であったのを度数増加の願をしたところ、その度数については、願出に及ばないとの裁許があった(既述)ことが恒常的につづいたものであろう。

文化元年甲子宇佐宮大神宝勅使の御参向の時は、上宮三殿に限って見れば、未だ造宮後六十五年ばかり経過であったから、社殿のいたみも甚しくなく気軽に勅使を迎えることができた。然るに元治元年甲子の大神宝勅使をお迎えするためには、すでに前御造宮から百二十五年を経過するので、舎殿は大破の状況であったであらう。

元治元年宇佐宮に勅使参向というタイムリミットは、大破に近い宇佐宮宮造に、この上もな大義名分を与えてくれた。

この度の御造営は先ず民間からおこる。宇佐宮元祿宣大夫家に次の如き木版刷文書がある。

宇佐宮御造営發願主規定(木版)
(宇佐市南宇佐祿宣大夫家文書)
發願主規定

日本第一

八幡宇佐宮御三社并諸末社大破ニ付、仰願者、天下國家御武運長久五穀豐熟のため、永く神明之加護を祈り奉度存造営發願仕候、十箇年之間夏秋二度、米麦金錢多少ニ不限、御心任せ御寄進奉頼候、私義者勿論世話人使等ニ至迄、穀類金錢毛頭手にふれ不申、御寄進之御方より、直く金子預り所江御渡可被降候、右寄り金年限中、金子預り所方、年々加利息、年数相満候節、講中迄寄、急度御造営ニ取掛り可申規定相極候、私老人之儀ニ候得者、命数之程難計、何卒所々御世話人御補助偏ニ奉御申上候、以上、

所々寄進金預り所

豊前國宇佐郡中須賀村

松尾七郎右衛門 ㊦

立合役方 同村庄屋

松屋長左衛門 ㊦

諸國廻船寄進引請

同村中島屋

栄七 ㊦

同引請 豊前中津船場

播麻屋

善助 ㊦

補助 阿州阿波郡勝命村

竹内忠左衛門 ㊦

同板野郡宮嶋浦

志満屋

又左衛門 ㊦

發願主

嘉永元年

申八月

前書之通相違無之二付、令奥印候もの也、

豊前國宇佐宮大宮司

執事 ㊦

前文之通規定書指出来候得共、来ル(元治元)甲子

奉幣使御参向年限も相廻り候二付、当甲寅年より御造宮ニ取掛り候、御寄進金之義者、御参詣之砌、金子預り所江廻渡可被降候、近々送り被下候得者、相應之賃銭差上可申候、以上、

所々、寄進金預り所

中津船町

小松屋新助 ㊦

取次

豊前宇佐郡日足村

佐藤恒之丞 ㊦

右の規定は嘉永元年八月、阿波國宮島村の志満屋又左衛門なるものが、宇佐宮御造宮の發願主となり、その補助役には同國阿波郡勝命村の竹内忠左衛門がなり、その下に「所々寄進金預所」として豊前國宇佐郡中須賀村の松屋七郎右衛門（その立合人として同村庄屋松尾長左衛門）がなり、豊前國中津船町では、小松屋新助がなった。又「諸國廻船寄進引請人」には中須賀村の中島屋栄七と、中津船場の播麻屋善助がなった。このようにして集った寄進金穀は、島原藩高田役所に預け、宇佐宮取次人の日足村庄屋佐藤恒之丞に渡す仕組であった。この文書には宇佐大宮司家の執事が押印し、宇佐宮寄進金穀に相違ない旨を證している。即ちこの發願主規定なるものは、「朱印領たりといえども我が領内だ。」と主張する島原藩監督下において、民間人が自主的に宇佐宮信心の者から、中津及び中須賀において、瀬戸内海運の船舶及び航海者から淨財の寄進を集めたものである。發願主に阿波國の徳者がなるところにその規模の大きかったことが知れる。

右の如く民間人は宇佐造宮のためのタイムミット元治元年より十六年以前から宇佐宮御造宮に立上っている。

宇佐宮は、勅使参向の六年前、即ち安政元年から本格的に御造宮資金調達にとりかゝった。「宇佐神宮明細帳」によれば、大宮司宮成公貞は近藩の各地を奔走の上、相對勸化をもつて、上宮一ノ御殿は島原藩支配の豊前領民、二ノ御殿は中津奥平藩支配下の豊前領民、三ノ御殿と東廻廊を日田郡代支配下の豊前領民がその造宮費を引きうけた。これは中津藩・島原藩・日田郡代の承諾がなければできないことであるが、金穀を出すものは豊前の國人なるが故に、宇佐宮御造宮のためには、江戸幕府に

よって、宇佐宮の境内地豊前國は寸断して統治されたが、宇佐を中心とする豊前國人は、この分割統治の厚き壁を破って、今や宇佐宮造宮のために立上ったと私は見る。いざとなれば、宇佐宮の信仰衰えず、忽ちに団結して上宮三殿の造宮ができたのである。

安政二年大宮司到津公誼參府、御造宮料（先例白銀五百枚）ならびに諸國勸化の儀をお願し、大宮司幼少の故をもって、奥對馬守を名代として残し帰宮した。安政五年二月奥は御造宮寄附金並びに、諸國勸化十五ヶ國の免許を得て帰国した。この勸化免状は次の通りである。（宇佐神宮）

（明細帳）

寺社奉行連署宇佐宮勸化免状写
（子冊）

（宇佐市乙女樋田保則氏文書）

（表紙）

山城國
摂津國
阿波國
土佐國
讃岐國
伊豫國
豊後國
肥後國
肥前國
筑前國
筑後國

勸化巡行帳

薩摩國
日向國
長門國
周防國

豊前國宇佐八幡宮

大宮司

到津
中務

前大宮司

宮成
大蔵

右、社頭其外及大破修復為助成、山城・摂津・阿波・土佐・讃岐・伊豫・豊後・肥後・肥前・筑前・筑後・薩摩・日向・長門・周防拾五ヶ國并御府内武家方在町勸化御免被仰出也、社役人共當午三月(安政五)末五(慶応元)月迄、御料私領在町共可致巡行間、信仰之輩者物之多少によらず、奇進すへきもの也、

(寺社奉行) 勝静
板倉周防守御印
(同) (信睦)
安藤對馬守御印
(同) (信篤)
松平豊前守御印
(同) (輝聰)
松平右京亮

安政五
午戌

二月

山城國

摂津國

阿波國

土佐國
讃岐國
伊豫國
豊後國
肥後國
肥前國
筑前國
筑後國
薩摩國
日向國
長門國
周防國
御料私領寺社領
在町中

寺社奉行所御免札写

樋田下野守

前回の御造宮あたっては日本勸化許されず、相對にて江戸において大名勸化のみに終り非常の辛苦をなめたのであるが、この度は畿内・中國・四國・九州に亘って十五ヶ國の勸化が、安政五年より慶應元年に至る七ヶ年間免されたのである。かくて宇佐宮寺社は、勇躍して諸國巡行勸化を手分して行ひ、文久三年には第三表に見るが如き年次をもって、目出度御造宮を成

第三表

宇佐宮安政文久度御造営表

年号	西暦	造営等の事項	出典
文化12	1815	4・5下宮一殿立柱上棟	大分県史料7)小山田文書470号
文政7	24	9・14下宮二殿立柱上棟	" (7) " 475号
" 9	26	11・12下宮三殿立柱上棟	" (7) " 480号
天保3	32	11・12亀山殿立柱上棟	" (7) " 487号
" 14	43	4・20若宮殿立柱上棟	" (7) " 495号
嘉永元	48	宇佐宮建立発願主規定により 民間より宇佐宮御造募金始る。	元祿宣大夫家文書
安政2	55	黒尾殿立柱上棟	大分県史料7)小山田文書506号
" 5	58	2月、寺社奉行15ヶ国勸化免状	宇佐市樋田保則氏文書
" 6	59	上宮二殿立柱上棟(4月25日)	大分県史料7)小山田文書513号
万延元	60	上宮一殿立柱上棟(3月14日)	" (7) " 516号
文久元	61	上宮三殿立柱上棟(10月16日)	" (7) " 522号
		廻廊木作始(12月8日)	" (7) 526号
文久3	63	勅使殿造立	宇佐神宮明細帳
元治元	64	5・21宇佐宮奉幣勅使 源通善参向	宇佐宮勅使参向年紀

備考

- (1) 宇佐宮享保～寛文度の上宮御三殿の完工元文4年より、安政文久度上宮御三殿の完工文久元年まで122年。
- (2) 嘉永元年“宇佐宮建立発願者規定”により民間募金が始ってより、文久3年勅使殿完工まで15年。
- (3) 大宮司宮成公貞の相對勸化により、
上宮一殿の造営は島原藩豊前國人、上宮二殿の造営は中津藩豊前の人、上宮三殿の造営は日田郡代支配下の豊前國人が引受けた。(安政元年)
- (4) 幕府は寺社奉行四人連署により、宇佐宮造営のため、畿内西國15ヶ国の勸化免状を出した。(安政5年2月)

就した。

この第三次御造宮の経費について次の如く記されている。

(宇佐神宮
明細帳)

總造宮費

一八五〇〇兩^(四)

内

天朝及幕府奉納金

六三四兩

諸國勸化

一〇〇五八兩

富方益金

七八一二兩

外にお蔵より^(宇佐宮)

米一〇〇石

この時の御造宮の殿舎は現在の殿舎にして、明治・大正・昭和と御修理を加え現存するものであり、その内上宮三殿(六宇)は国宝として昭和二十七年十一月二十二日指定された。大工は小山田氏を大大工とする宇佐宮大工集団の建造する所であったことは特記しておかなければならない。

五 おわりに

幕藩体制下における宇佐宮の御造宮は三回行なわれたが、その三回ともに各造宮方式に特徴がある。

第一次の慶長・元和度の御造宮は中津藩主細川忠興が、その所領豊前一國と豊後のうち國東速見の財力にもをいはせて、豊前領知のためには宇佐宮を尊崇しこれの御造宮こそ、豊前の人心を収攬することができるとの認識と、對キリシタン政策として細川氏は絶対キリシタン教徒の擁護者でないことを内外に表明するために、細川氏という藩主が主導的に宇佐宮を造宮し、宇佐宮の祭会の復興に努力を惜しまなかった。

第二次の享保―寛文度の御造宮は、宇佐が幕府朱印領になってからの御造宮で、朱印領となつたために中津小笠原藩と不和と

なり、宇佐宮内部には小笠原藩にへつらう反乱分子をかゝえて宇佐宮は苦しんだ。又島原藩に、豊前豊後の飛地の中に、宇佐宮朱印領が囲まれた後も、宇佐神領支配権の問題につき、島原藩と不和となり、この時も宇佐宮内部に島原藩にへつらう反乱分子をもって苦しんだ。

年を経るとともに宇佐宮も大破してくるので、幕府に寺社奉行を設置後、代々の寺社奉行に御造宮願を出し、大宮司到津公著の如きは、六年間江戸に詰むるもその甲斐はなかつた。

享保八年の宇佐宮炎上により、宇佐大宮司到津公著は必死の覚悟をもって幕府に懇願するや、漸く幕府の造宮料一部の寄進があり、相對勸化が許された。

第二次の御造宮は宇佐大宮司の強引な主導力によってついに幕府に、「先例なき」宇佐宮の造宮にふみきらせたのである。このことは宇佐大宮到津公著の一生をさゝげての悲願の成就であつた。御造宮成就後の延享元年甲子の宇佐大神宝勅使の参向があり、六十年毎の甲子革命の年の宇佐勅使の先例をつくつたことは、第三次の御造宮に役立った。

第二次の御造宮は宇佐大宮司の強引な主動力による造宮に特色がある。

第三次の安政文久度の御造宮は、元治元年の奉幣勅使参向を前にして、宇佐宮御造宮のことが一般の民間からおこり、すでに嘉永元年から、宇佐宮御造宮のための募金が始つた。大宮司宮成公貞が相對勸化により、上宮三殿の御造宮を豊前國人に頼むや、豊前の國人は、幕府の公料私領小藩割據という分断政策をのりこえて、豊前國人一致協力直ちに御造宮の上お勅使をお迎えしなければならぬという思想的な統一があつたことが看取される。

第三次の御造宮は一般民衆の立上りが特徴である。このような状態になつたことは、幕藩体制そのもの、中に大きな矛盾のあることが、國学・漢学の一部・洋学による國民の自覚が高まり、当時の對外関係において幕府の無能力が暴露され、理論もいえず書くこともできない無知無能で、生さぬように殺さぬようにしてしほり取られた一般庶民が身をもってたち上つた幕藩体制への反抗が、實は宇佐宮御造宮の原動力であつた。

(宇佐市南宇佐桐井)